議題１（委員会決裁事項（規則第３条第６号））

知事からの意見聴取に対する回答の承認について

　地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により知事から意見を求められた令和３年２月定例府議会に提出された次の議案について、大阪府教育委員会事務決裁規則第５条に基づき教育長が代決により異議がない旨を回答した。

この代決を、大阪府教育委員会事務決裁規則第７条第２項に基づき承認する。

令和３年３月29日

大阪府教育委員会

〇予算案

　１　令和３年度大阪府一般会計予算の件（教育委員会関係分）

　２　令和２年度大阪府一般会計補正予算（第16号）の件（教育委員会関係分）

　３　令和２年度大阪府一般会計補正予算（第17号）の件（教育委員会関係分）

〇事件議決案

　１　大阪府公立高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励費貸付金に関する債権放棄の件

　２　大阪府立藤井寺工科高等学校における生徒のいじめに係る損害賠償請求に関する損害賠償の額の決定及び和解の件

　３　特定事業契約変更の件（大阪府立高等学校空調設備更新事業）

〇条例案

１　指定公立国際教育学校等管理法人による大阪府立学校の管理に関する条例制定の件

２　職員の給与に関する条例一部改正の件

３　職員の管理職手当の特例に関する条例一部改正の件

　４　知事等の給料及び期末手当の特例に関する条例一部改正の件

　５　大阪府立国際会議場条例等一部改正の件

　６　大阪府立漕艇センター条例一部改正の件

　７　大阪府立臨海スポーツセンター条例一部改正の件

　８　府費負担教職員定数条例一部改正の件

　９　大阪府立学校条例一部改正の件

＜参考＞

　　〇大阪府教育委員会事務決裁規則

（事務の専決及び代決）

第５条　第３条各号に規定する事項について緊急やむを得ないときは、教育長がその事項を代決することができる。

（専決した事項等の報告）

第７条　　（略）

　２　第５条の規定により教育長が代決したときは、速やかに委員会の会議において報告し、その承認を受けるものとする。